

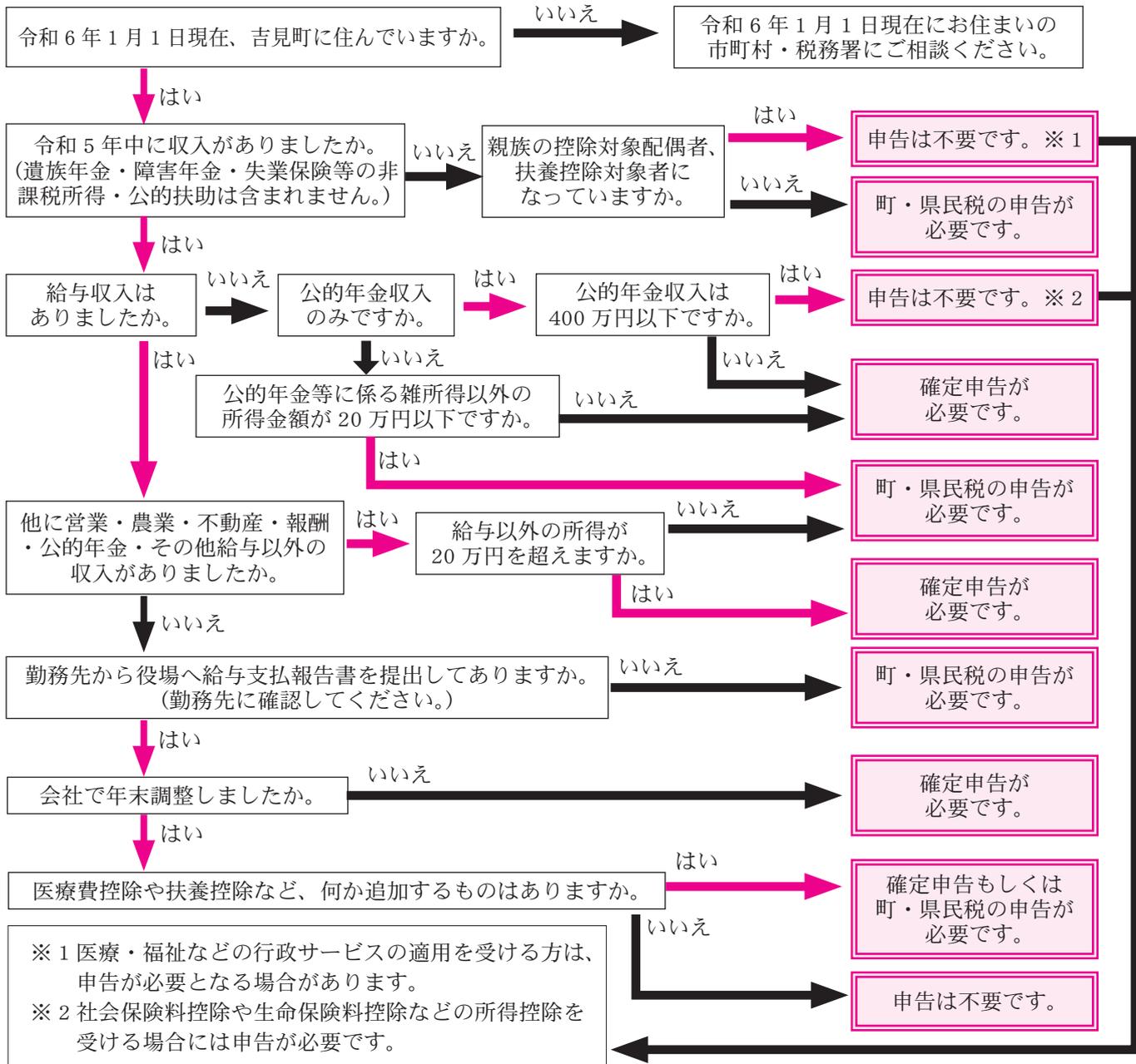
所得税と町・県民税の 申告受付が始まります

2月16日(金)～3月15日(金)
(土日祝日を除く)

- ◆町・県民税申告
 - ➡税務会計課課税係 TEL 54-5028
- ◆確定申告
 - ➡東松山税務署 TEL 22-0990
 - (自動音声案内で「2」の番号を選択)

STEP1 申告対象チェック ～ご自身が申告対象か確認してください～

※ケースによっては、下記チャートに当てはまらない方もいます。
 ※還付申告を受ける場合は、確定申告が必要です。
 ※年末調整していても源泉徴収票が複数ある場合には、申告が必要です。



- ◆次のいずれかに該当する方は、町・県民税の申告は必要ありません。
 - 令和5年分の所得税の確定申告をした方
 - 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない方
 - 公的年金収入のみで、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除の追加がない方
 - 吉見町在住の親族の税法上の扶養になっている方（還付申告などを除く）

吉見町役場 3階大会議室申告受付

- ◆受付時間 午前9時～11時
午後1時～**3時30分** 
(受付終了時間にご注意ください)
- ◆注意事項 申告期間中の1階税務会計課窓口での申告受付相談はできません。

次に該当する方は、東松山市民文化センター会場へ

- ◆土地建物や株式などの譲渡所得がある方
- ◆住宅借入金等特別控除（1年目）がある方
- ◆雑損控除がある方
- ◆過年度分（令和4年分以前）の所得税の確定申告をされる方
- ◆青色申告、損失申告をされる方
- ◆利子、配当、退職所得がある方
- ◆消費税の確定申告をされる方
- ◆上記以外で複雑な内容の申告をされる方など

受付日	対象地区（行政区）
2月16日(金)	地頭方・上砂・中曽根・松崎
2月19日(月)	本沢・上細谷・小新井・中新井
2月20日(火)	今泉・明秋・一ツ木
2月21日(水)	飯島新田・江和井・ニュータウン江和井
2月22日(木)	久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・古名新田・蚊斗谷・古名・丸貫・北下砂
2月26日(月)	大和田・谷口・上銀谷・下銀谷・万光寺・荒子
2月27日(火)	東野一丁目～六丁目・新道
2月28日(水)	下細谷
2月29日(木)	久保田・吉見ヶ丘
3月1日(金)	江綱・前河内
3月4日(月)	大串
3月5日(火)	八反田・根古屋・流川・江口
3月6日(水)	久米田・御所・観音・黒岩・御所団地
3月7日(木)	和名・山ノ下・長谷・六ノ谷
3月8日(金)	田甲・前山
3月11日(月)	天王山・学校前・ひばりヶ丘・南吉見団地
3月12日(火)	たつみ平・さくら台・新吉見・松ノ平
3月13日(水)	日向山・湖畔・みどりヶ丘
3月14日(木)	予備日
3月15日(金)	予備日

※状況により、受付時間の繰り上げ、繰り下げ等を行う場合があります。ご了承ください。

※対象地区の受付日程で都合がつかない場合は、都合の良い日（受付期間内）に申告してください。

※午前中の定員は**60名**です。定員に達した場合は受付終了となりますので、ご了承ください。

東松山市民文化センター申告受付

- ◆受付時間 午前9時から午後4時まで
- ◆注意事項

- 入場には整理券が必要です。
- ①国税庁LINE公式アカウントから事前に取得
- ②当日配付するものを受け取る
※配布状況により午後4時前でも相談受付を終了する場合があります。
- ◆その他
会場での記載済申告書の提出はできません。スマホ申告を基本とした相談体制です。必要書類が不足している場合は、確定申告ができません。



国税庁LINE公式アカウント

自宅からスマホ・パソコンで利用可能なe-Tax・スマホ申告が便利です

- ◆e-Tax・作成コーナーの操作など
TEL 0570-01-5901
【受付】月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

- ①確定申告書等作成コーナーへ



- ③収入、控除金額等の入力

申告内容に関する質問

Q 申告する収入等を全て選択してください。
※申告する収入等を選択後、「確定」ボタンを押してください。

給与

公的年金

雑（業務・その他）[?]

一時[?]

特定口座の株式譲渡・配当[?]

前年から繰り越した株式譲渡損失[?]

上記以外の収入[?]

- ⑤帳票 PDF の保存確認

- ダウンロードしたPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示してください。
- 表示されたPDFファイルから印刷方法を選択の上、印刷してください。
- 次の画面で送信・印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

次へ

- ②送信方法の選択
(マイナンバーカード方式がおすすめです)

提出方法等に関する質問

Q 提出方法を選択してください。
※マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナンバーから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。

e-Tax（マイナンバーカード方式）[?]

e-Tax（ID・パスワード方式）[?]

書面

- ④申告内容の送信・確認

データの送信

送信完了までの流れ

データの送信

「送信する」ボタンをタップすると、確定申告書データが送信されます。

※タップした後は、操作せずお待ちください。

送信する

～お知らせ～

紹介した内容はスマホ申告の簡易な操作手順です。詳細や注意事項等は、確定申告書等作成コーナーご利用ガイドをご確認ください

STEP3 申告に必要な書類

- ①「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」の原本
- ②税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや利用者識別番号がわかる書類
- ③所得のわかる書類（源泉徴収票、支払調書などの原本）
- ④事業（農業、営業など）および不動産所得がある方は、収支内訳書
- ⑤医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
- ⑥申告相談受付チェック票→※役場会場受付時に記入
- ⑦社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の証明書
- ⑧寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書または受領証明書（ワンストップ特例制度を受けている方も含む）
- ⑨本人名義の通帳
- ⑩印鑑（預貯金口座振替依頼書を記載する場合）
- ⑪その他、必要と思われる書類（障害者手帳など）

※④と⑤については、ご自宅等で必ず事前に作成し、申告会場にお越しくください。

※医療費控除明細書等の用紙は、税務会計課窓口か町ホームページにて取得してください。



申告関連情報

◆高齢で障がい者に準ずる方の障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方で、申告の対象年の12月31日時点における身体の状態が障がい者に準ずると認められた方は、町・県民税および所得税の申告で障害者控除または特別障害者控除を受けられます。長寿福祉課で認定通知書の交付を受けてください。各種障害者手帳をお持ちの方は、この認定書は不要です。

◆おむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除を受けるには、おむつ代の領収書と医師の証明書が必要です。2年目以降で介護保険の認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えて、町が交付する証明により医療費控除の対象となります。（主治医意見書で一定の要件が確認できた場合に限る）詳細は長寿福祉課にお問い合わせください。

◆ふるさと納税の申告

ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った方が確定申告をする場合、ワンストップ特例を行った納税の金額も寄付金控除の計算に含めて確定申告する必要があります。